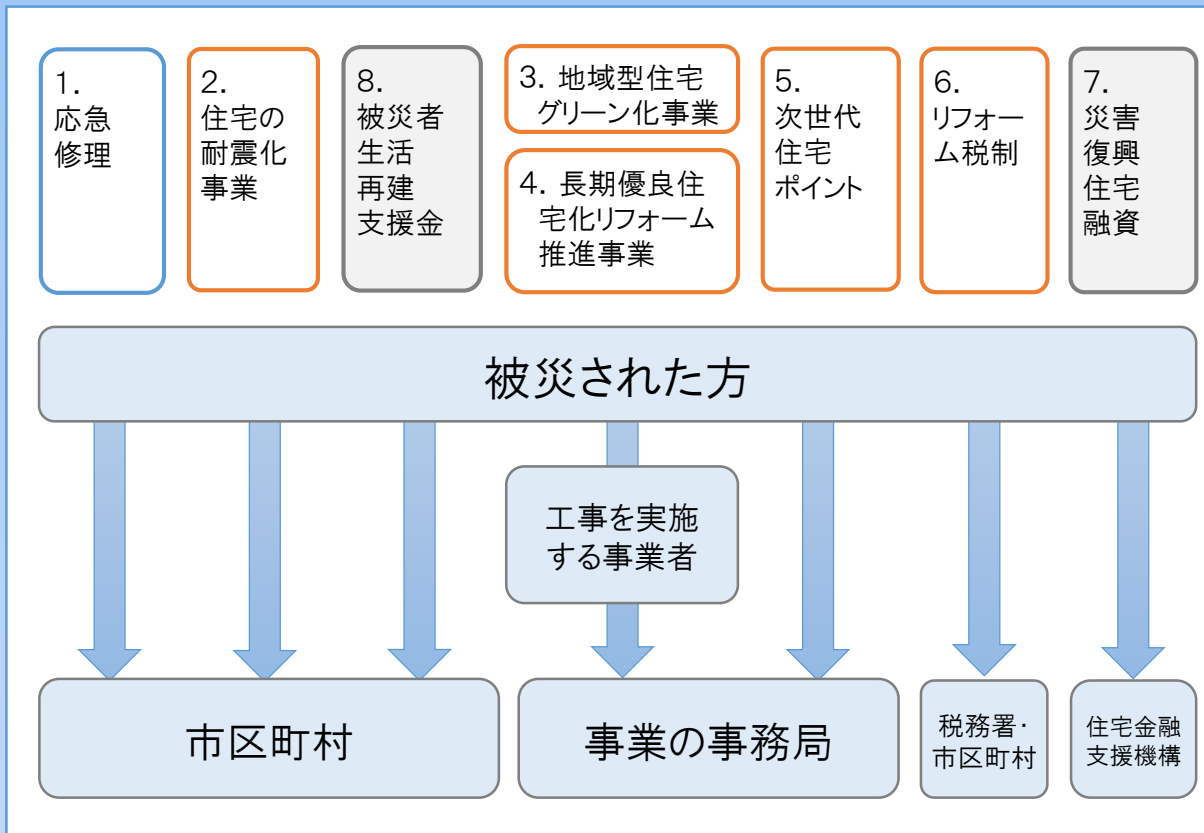


申請等の流れ

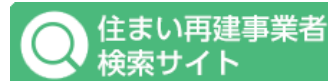


住まい再建事業者検索サイト

国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。

※「3. 地域型住宅グリーン化事業」や「4. 長期優良住宅化リフォーム推進事業」の対象事業者の検索は、p.2に掲載のHPからお願いいたします。

URL : <https://sumai-saiken.jp/>



総合お問い合わせ先

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
住まいるダイヤル 0570-016-100(ナビダイヤル)

被災住宅の補修にあわせて **耐震化・省エネ化** を検討しませんか？

住宅の耐震化・省エネ化には、
 様々な支援制度が用意されています

① 被災住宅の補修に活用できる制度

1. 応急修理 **一定の一部損壊 以上**

② 耐震化・省エネ化に活用できる制度

| | | |
|---------------------------------|---------------------|---------------------------------|
| 耐震 | 2. 住宅の耐震化事業 | 耐震 省エネ その他 |
| 省エネ | 3. 地域型住宅グリーン化事業 | 6. リフォーム税制 |
| 耐震 省エネ その他 | 4. 長期優良住宅化リフォーム推進事業 | |
| 耐震 省エネ その他 | 5. 次世代住宅ポイント | |

③ ①②のいずれの工事にも活用できる制度

| | |
|---------------------------------|--|
| 耐震 省エネ その他 | 7. 災害復興住宅融資 一部損壊 以上 |
| 耐震 省エネ その他 | 8. 被災者生活再建支援金 大規模半壊 以上 <small>※ 用途は限定されておらず、①②以外の補修工事にも活用が可能</small> |

※ 上記の1～8とは別に、様々な 都道府県・市区町村による独自の支援措置が用意されていることがあります。詳しくは、お住まいの各都道府県・市区町村にお問合せください。

① 被災住宅の補修工事に活用できる制度

1. 応急修理 一定の一部損壊 以上

支援対象：居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な応急的修理

支援内容：大規模半壊又は半壊の世帯：59.5万円以内
一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内
※被害の程度は罹災証明書でご確認ください。

申請先：お住まいの市区町村

② 耐震化・省エネ化等の性能向上に活用できる制度

2. 住宅の耐震化事業 耐震

支援対象：住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修及び建替え等
支援内容・申請先：お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

3. 地域型住宅グリーン化事業 省エネ

支援対象：省エネ改修

支援内容：50万円

相談先：地域型住宅グリーン化事業評価事務局
【03-3560-2886】

URL <https://chiiki-grn.kennetserve.jp/>（参加工務店の検索ができます。）

留意点：当事業に参加している工務店による申請が必要。



事業者検索へ

4. 長期優良住宅化リフォーム推進事業 耐震 省エネ その他

支援対象：耐震改修、劣化対策改修、省エネ改修等

支援内容：100万円（補助率1/3）など

申請先：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

URL <http://www.choki-r-shien.com/h31/index.html>

留意点：事業者による申請が必要。
[事業者検索サイトのURL]
<https://choki-reform2.jp/H31APR/publish/>



事業者検索へ

※1～5は、同じ工事箇所にも複数の支援が当たらなければ原則併用可能。

※6～8は、1～5と併用可能。
ただし、6～7は、1～5の支援が当たらない自己負担分が支援対象。

5. 次世代住宅ポイント 耐震 省エネ その他

支援対象：耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修、家事負担軽減設備の設置等

支援内容：上限30万ポイント（30万円相当）ほか

申請先：次世代住宅ポイント事務局【0570-001-339※】
URL <https://www.jisedai-points.jp/>

※一部のIP電話等からは042-303-1553

留意点：令和2年3月末までに申請が必要。

6. リフォーム税制 耐震 省エネ その他

支援対象：耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修等

支援内容：所得税 工事内容に応じて5万円～60万円程度を控除
固定資産税 工事内容に応じて工事翌年に1/3～2/3を減額

申請先：所得税 お住まいの地域の税務署
固定資産税 お住まいの市区町村

③ ①②のいずれの工事にも活用できる制度

7. 災害復興住宅融資 一部損壊 以上 耐震 省エネ その他

支援対象：被災した（罹災証明書の交付を受けた）住宅の改修工事
※申請時に罹災証明書が必要となります。

支援内容：低利融資（基本融資額740万円※）※整地資金又は引方移転資金の上乗せが可能

申請先：住宅金融支援機構【0120-086-353】（通話無料）

URL https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_hosyu/index.html

8. 被災者生活再建支援金 大規模半壊 以上 耐震 省エネ その他

支援対象：住宅が全壊または大規模半壊した世帯等

※1つの市区町村において住居が10世帯以上全壊するなど一定以上の被害をもたらした自然災害に限る。
※申請時に罹災証明書が必要となります。

支援内容：基礎支援金（全壊：100万円、大規模半壊：50万円 等）
加算支援金（建設・購入：200万円、補修：100万円、賃借※：50万円）
※公営住宅を除く。

申請先：（被災当時に）お住まいの市区町村

上記のほか、様々な都道府県・市区町村による独自の支援措置が用意されていることがあります。詳しくは、お住まいの各都道府県・市区町村にお問い合わせください。